

大 個 審 第 6 - 1 号
(答 申 第 3 1 号)
平成 1 4 年 7 月 3 0 日

大阪府知事 様

大阪府個人情報保護審議会
会長 佐藤 幸治

個人情報の取扱いに関する意見について (答申)

平成 1 4 年 6 月 1 2 日 付 け 市 第 3 5 9 号 で 諮 問 の あ り ま し た 改 正 住 民 基 本 台 帳 法 (平 成 1 1 年 法 律 第 1 3 3 号 。 以 下 「 法 」 と い う 。) の 施 行 に 伴 う 本 人 確 認 情 報 の 提 供 に 係 る 大 阪 府 個 人 情 報 保 護 条 例 (平 成 8 年 大 阪 府 条 例 第 2 号 。 以 下 「 条 例 」 と い う 。) 第 8 条 第 3 項 に 規 定 す る 通 信 回 線 に よ り 結 合 さ れ た 電 子 計 算 機 を 用 い た 個 人 情 報 の 実 施 機 関 以 外 へ の 提 供 禁 止 に 対 す る 例 外 事 項 に つ い て は 、 審 議 の 結 果 、 下 記 事 項 を 実 施 す る と と も に 、 個 人 情 報 の 保 護 に 十 分 留 意 し た 運 用 に 努 め る こ と を 前 提 と し て 、 諮 問 の 内 容 を 適 当 な も の と 認 め ま し た の で 、 答 申 し ま す 。

記

- 1 漏洩防止措置の徹底など当該システムのセキュリティ対策に万全を期すること。
- 2 本人確認情報について、府はもとより情報を提供する指定情報処理機関等においても適正な管理が確保されるよう図ること。
- 3 住民票コード等に関する住民からの苦情について、迅速かつ適切な処理を行うための体制の整備を図ること。
- 4 自己情報のコントロール権を確保し、さらなる個人の権利利益の保護を図るため、本審議会が別に行う建議を踏まえ、今後、本人確認情報の保護に関する方策の実施の検討を進めること。